

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業の概要について

1 事業目的

省エネ性能の高い家電等への買替え費用の一部を助成することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と温室効果ガス排出量の削減を図ります。

また、対象となる家電等の購入先を市内の店舗・事業所に限定し、助成金を大船渡地域商品券で交付することにより、市内全体における消費の促進と地域経済の活性化を目指します。

なお、これまで本事業を令和5年度及び6年度に実施し、今回が第3弾になります。

2 助成内容

市民が自宅で使用している既存の家電等を省エネ家電等（省エネルギー基準達成率が100%以上）へ買い替えた際の費用の一部を助成します。

予算額 1,000万円

3 対象家電等

エアコン、冷蔵庫、給湯器（エコキュート、ガス温水機器、石油温水機器）、LED照明

4 助成金の交付内容

(1) エアコン、冷蔵庫、給湯器

本体価格、消費税及び地方消費税額を合算した金額の4分の1（1,000円未満切捨て、上限5万円）を大船渡地域商品券にて交付します。

(2) LED照明

本体価格、必要に応じて設置費用、消費税及び地方消費税額を合算した金額の2分の1（1,000円未満切捨て、上限1万円）を大船渡地域商品券にて交付します。

5 助成金の交付対象

以下の条件を満たす場合に助成金を交付します。

- (1) 対象家電等のうち1品目（1台）について、1世帯につき1回限り申請可能です。
- (2) LED照明に限り、複数の購入（設置）も申請対象とします。
- (3) 過去に本事業の助成を受けた世帯であっても、別の対象家電等への買替えであれば再度申請が可能です。

※例：過去にエアコンの買替えで助成を受けた場合でも、冷蔵庫・給湯器・LED照明のいずれかに対する申請ができます。

6 申請方法等

市内の店舗・事業所で対象家電等を購入のうえ、自宅に設置してください。

買替え前のエアコン・冷蔵庫は、家電リサイクル法に基づく適切な処理を行い、給湯器・

LED照明は、設置前後の写真を撮影して、市が設置する窓口で申請します。

なお、申請受付・審査・交付事務は専門業者に委託し、土日祝日も含め、19時まで対応します。

7 購入対象期間及び申請受付期間

いずれの期間も現在調整中です。確定次第、「広報おおふなと10月号」等でお知らせします。

(1) 購入対象期間

令和7年10月下旬から約2か月

(2) 申請受付期間

令和7年11月上旬から約2か月

※予算に達し次第、申請受付を終了します。

8 スケジュール（予定）

令和7年 9月25日 市議会第3回定例会
※補正予算案可決後、事業着手

10月20日 広報おおふなと10月号掲載

10月下旬 対象家電等の購入開始

11月上旬 申請受付開始

9 これまでの実績

	第1弾	第2弾
申請期間	令和6年2月1日～2月11日	令和6年8月1日～10月20日
交付決定に係る対象家電 件数	220件（冷蔵庫160件、エアコン44件、給湯器16件）	409件（冷蔵庫259件、エアコン106件、給湯器44件）
助成金（商品券）交付額①	9,987,000円 （1件当たり平均額45,395円）	17,761,000円 （1件当たり平均額43,425円）
対象家電購入費②	約46,731,000円	約88,985,000円
家庭におけるエネルギー 費用負担額の削減効果③	約2,717,000円／年	約5,296,000円／年
温室効果ガス排出量の削減 効果	28,729kg／年	58,445kg／年
家電配送料・家電取付工 事費等④	約2,200,000円	約4,090,000円
申請受付等委託料⑤	1,485,000円	2,277,000円
経済効果 ①+②+③+④+⑤	約63,120,000円	約118,409,000円